

入学料及び授業料の減免について

1 減免基準について ((1) から (4) の全てに該当すること)

(1) 国籍基準 日本国籍又は在留資格を有する者 (詳細は事務局担当に相談ください)

(2) 経済状況基準 (下記のいずれかに該当)

1) 本人及びその生計維持者のそれぞれの市町村民税の所得割を合算して下表のいずれかに該当する者。

区分	市町村民税所得割額の 合算額	入学料減免額	授業料減免額 (半期分)
第Ⅰ区分	100 円未満	169,200 円	全額 (195,000 円)
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	112,800 円	2/3 (130,000 円)
第Ⅲ区分	25,600 円以上 ～51,300 円未満	56,400 円	1/3 (65,000 円)

- 2) 生計維持者の死亡、事故又は傷病、失業及び罹災、家裁、風水害等の理由により上記 1) に該当
 *生計維持者とは、両親がいる場合は両親 (2 人)、ひとり親はその者、父母がいない者はその他
 3) 校長が必要と認める場合 (詳細は事務局担当に相談ください)

(3) 学業成績等基準 (下記のいずれかに該当)

- 1) 高校等の評定平均値が 3.5 以上であること
- 2) 入学審査の成績が上位 2 分の 1 以上であること
- 3) 高校卒業程度認定試験合格者であること
- 4) 学業計画書 (事務局に相談) を提出し、適当と認められる者

(4) 資産 (預貯金、有価証券、貴金属等) 基準 ~申請者の自己申告~

- ・本人及び生計維持者の合計額 (生計維持者が 2 人の場合) : 2,000 万円未満
- ・本人及び生計維持者の合計額 (生計維持者が 1 人の場合) : 1,250 万円未満

2 減免手続き

(1) 減免申請には、申請書及び下記の理由を証明する書類

理由を証明する書類	対象
本人、生計維持者、学資負担者及び生計を一にするものの住民票	減免申請者全員
学修計画書	減免申請者全員
減免を受けようとする年度に係る所得・課税証明書	減免申請者全員
生活保護決定 (変更) 通知書等の移し	該当者のみ
訓練手当受給資格認定書、在留カードの移し等	該当者のみ
その他校長が必要と認める書類	該当者のみ

(2) 授業料の減免期間

授業料減免認定期間は6か月を限度（継続有）とし、通算期間は、休学期間を除いて2年間を上限

減免対象期間	受付期間
前期（4月から9月）	3月1日～4月30日
後期（10月から3月）	9月1日～10月31日

*家計が急変した学生等については、受付期間外でも対応するので、事務局担当に申し出てください。

(3) 入学金の減免申請期間

入学金の減免申請書（必要な添付書類含む） 当該年度4月30日

（できるだけ3月中にお願いします。）

減免になった場合、それまでに納付した入学料はお返しします。

3 その他

(1) 減免事由消滅の届出

- ・ 減免対象者が減免の必要がなくなったにもかかわらず減免を受けた場合は、減免の理由がなくなった月以降の授業料の全部について納めなければならない。
- ・ 休学の場合、自主退学の場合及び懲戒処分（退学、停学等）については別途指示します。

(2) 家計が急変した学生への減免

予期できない事由により家計が急変した者については、その者に係る急変後の所得の見込み（年間収入の見込）により審査をするので、必要な資料については事務局担当に相談ください。なお、申請のあった日の属する月の授業料から減免します。